

省

令

●農林省令第四十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十六年八月二十五日

農林大臣 河野 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号中「長崎」の下に「、三角」を加え、同項第二号中「板付」の下に「、鴨池」を加え、同條第二項第一号及び第三号中「、三角」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。